

2024（令和6）年国民生活基礎調査の実施に当たり、
御協力・御支援いただきたい事項

- 集合住宅内の掲示板やエレベーターにポスターを掲示させていただくこと
集合住宅の居住者の方から、国民生活基礎調査の趣旨とその実施への御理解を得るため、掲示板やエレベーターに広報用ポスターを掲示することについて、御協力をお願いします。
- オートロックマンションにおける調査員の円滑な調査活動に御協力いただくこと
オートロックマンションでは、調査員は、共用玄関のインターホン等で連絡を取った上で、マンション内の各住戸を訪問しております。また、マンション内の世帯を続けて訪問する場合は、一定程度の世帯に対して、あらかじめまとめてインターホンで御連絡させていただく場合もございます。調査期間中の調査員の立ち入りについて、御理解と御協力をお願いします。
- 必要に応じて空き室状況をご提供いただくこと
調査員は、集合住宅内の各住戸を訪問し、調査票を直接配布しますので、世帯の方と面接できず、各住戸の居住の有無が判明しない場合は、居住者のいない住戸（空き室）であっても、何回か訪問することとなります。
オーナー、管理員、居住者の皆様が不審感を抱くことがないように、あらかじめ、又は調査実施段階で、調査員が空き室状況の提供について、オーナーや管理組合等に依頼させていただくことがありますので、その際には、御協力いただけるようお願いいたします。
※ これは統計法第30条に基づく協力依頼であり、個人情報保護法第23条第1項第1号に定める「法令に基づく場合」に当たり、本人の同意なしに情報提供することが認められています。
※ 調査で知り得た内容は、統計法により厳重に保護され、調査関係者が他に漏らすことは絶対にありません。

【ご参考】

国民生活基礎調査ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>